

佐賀市上下水道局競争入札に係る最低制限価格制度事務処理要領

佐賀市上下水道局競争入札に係る最低制限価格制度事務処理要領（平成29年7月18日施行）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要領は、佐賀市上下水道局が実施する建設工事その他の請負契約に係る競争入札において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項及び佐賀市財務規則（平成17年佐賀市規則第62号）第87条の規定に基づき落札者を決定することについて必要な事項を定めるものとする。

（最低制限価格）

第2条 最低制限価格は、別表に定めるところにより、算定して得た額とする。

2 前項の規定により最低制限価格を算定した場合において、当該価格に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（公告等への記載）

第3条 佐賀市上下水道事業管理者は、競争入札を行うに当たり最低制限価格を設定するときは、当該入札に係る公告、指名通知等に次の事項を記載しなければならない。

- (1) この要領の適用があること。
- (2) 最低制限価格を設定すること。
- (3) 最低制限価格に満たない価格により入札を行った者は、落札者に決定されないこと。

（落札者の決定）

第4条 予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

（最低制限価格の公表）

第5条 最低制限価格は、落札決定の日から、佐賀市上下水道局財務課において閲覧に供するとともに、ホームページにおいて公表する。

（補則）

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和元年7月3日から施行し、同日以後に公告又は指名の通知を行う競争入札について適用する。

別表（第2条関係）

1 建設工事の競争入札における最低制限価格の算定	予定価格に100分の92を乗じて得た額とする。
2 建設関連業務委託（測量、建設コンサルタント等業務委託及び建設関連維持管理等業務委託をいう。）の競争入札における最低制限価格の算定	予定価格に100分の85を乗じて得た額とする。
3 清掃等業務委託（清掃、警備（機械警備を除く。））の競争入札における最低制限価格の算定	予定価格に100分の90を乗じて得た額とする。
4 前2項以外の業務委託の競争入札において、最低制限価格を設定する必要がある場合の算定	予定価格に100分の90を乗じて得た額とする。